

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人 笹川保健財団（以下「この法人」という。）の定款第15条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは定款第23条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表1に基づき支給するものとし、各常勤理事の報酬額は、会長及び理事長が理事会の承認を得て決定するものとする。
- 3 常勤監事の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表1に基づき支給するものとし、各常勤監事の報酬額は監事の協議によって定めるものとする。
- 4 非常勤役員及び評議員の報酬は、別表2により支給する。

(報酬の支給日及び支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。
- 3 常勤役員の定例報酬月額は、毎月一定の時期に支給する。
- 4 非常勤役員及び評議員の報酬は、理事会又は評議員会の出席等、必要の都度、支給する。

(費用)

第5条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあ

った日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤費を実態に応じ支給する。

(公 表)

第 6 条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長及び理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

本規程は、公益財団法人の設立の登記日（平成 23 年 11 月 1 日）から施行する。

附 則

本規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本規程は、平成 29 年 9 月 29 日から施行する。

附 則

本規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(別表1) 常勤役員の報酬額

月額 150万円までの範囲内

(別表2) 報酬支払基準

非常勤役員	理事会・評議員会等出席都度	20,000 円
評議員	評議員会出席都度	20,000 円